

所得税の確定申告・市県民税(住民税)申告相談を行います

問 税務課市民税係 ☎72-2101(内線172・173・174)

この申告は、平成31年度の市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などを計算する上での基礎となるほか、各種届出、申請に必要な所得証明書等を交付する重要な資料になります。

3月15日(金)までに申告を済ませましょう。

所得税と市県民税の申告早わかりフローチャート

STEP1

↓スタート

- 年末調整を受けていない給与収入がある(例:中途退職、アルバイト、年収2,000万円超の方など)。
- 給与所得の年末調整は受けたが、それ以外の所得が20万円を超えている。
- 給与所得の年末調整は受けたが、年末調整で控除を受けていない社会保険料、生命保険料、医療費、寄付金等の控除があり、所得税の還付を受けられる。(※)
- 公的年金等の収入が400万円を超えている。
- 公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円を超えている。
- 公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得は20万円以下だが、医療費控除、寄付金控除等があり、所得税の還付を受けられる。(※)
- 生命保険の満期返戻金などの一時所得があり、所得税を納める必要がある。
- 土地・建物・株式などの譲渡所得や先物取引があり、所得税を納める必要がある。または損失の繰越控除を受ける。★
- 事業所得(青色申告)や不動産所得などがあり所得税を納める必要がある、または予定納税・源泉徴収に係る所得税の還付を受けられる。★(※)
- 純損失または雑損失が生じ、その繰越控除などを受ける。★
- 住宅借入金等控除の適用を初めて受ける。★
- 平成29年分以前の申告★

※所得税は、所得金額・所得控除金額などにより計算した所得税額よりも、源泉徴収税額や予定納税額が多い場合に、その差額が還付されます。還付が受けられるかどうかは税務署にご確認ください。

一つも当てはまらない方

STEP2

- 給与収入のみで、所得控除などの内容を全て記載した「給与支払報告書」が勤務先から市に提出されている。
- 公的年金等の収入のみで、所得控除などの内容を全て記載した「公的年金等支払報告書」が市に提出されている。
- 遺族の受ける恩給や年金、障害年金等の非課税所得のみで生活している方で以前に市県民税申告書を市に提出している。
- 市内に居住する人の税法上の扶養親族であり、事業所得や不動産所得、生命保険の満期返戻金などの一時所得、個人年金等の雑所得が無く前年中の合計所得が28万円以下である。

一つでもチェック☑が入った方は

申告は不要です

一つでもチェック☑の入った方は

一つも当てはまらない方

所得税の確定申告をしましょう

青色申告者や、土地や建物、株式などの資産を売った譲渡所得のある方、住宅借入金等特別控除などの還付申告をされる方は、税務署で申告してください。
(※) 還付申告については、申告相談期間前の1月から税務署で受け付けていますが、相談する場合は事前予約が必要になります。申告期間の後半は大変混雑しますので、お早めの相談・申告をお勧めします。

【期日前還付申告の提出及び問い合わせ先】

〒392-8610
諏訪市清水2-5-22
諏訪税務署 個人課税部門
☎52-1390 (自動音声案内)

★の申告は市が開設する相談会場で受け付けできませんので税務署へ申告してください。

(注) 例年2月に開催されていましたが、税理士会諏訪支部による還付申告相談会は今年から開催されません。受付期間前に事前予約により税務署に相談するか申告期間中に相談してください。

市県民税(住民税)の申告をしましょう

確定申告をしなくてもよい場合でも、市県民税の申告が必要な場合があります。申告が必要な方は下記を併せてご覧ください。

しかし所得税を納めすぎの方は還付を受けるための確定申告書の提出ができます。次のページをご覧ください。

市県民税(住民税)の申告をしましょう。

平成31年1月1日現在、茅野市に居住していた方で、次のいずれかに該当する方は申告が必要です。(所得税の確定申告をする方は、市県民税の申告をする必要はありません。)

- 前年中(平成30年1月1日～12月31日)に収入があった方
- 2か所以上の支払者から給与の支払いを受けた方
- 給与所得者又は年金受給者で給与・年金以外の所得(20万円以下を含む)があった方
- 内職・日雇い・パート・アルバイトなどで、所得税が源泉徴収されていない方
- 前年中に途中で就職、退職などで年末調整を済ませていない方
- 雑損控除、医療費控除、寄附金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除や源泉徴収票に記載していない扶養控除を受けようとする方
- 前年中に収入がなかった方で、配偶者控除や扶養控除の対象になっていない方(仕送り、遺族年金、障害年金などの非課税所得で生活していた方など)
国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者及びその世帯主は、保険税(料)や軽減の算定に関係するので収入なしの申告をしてください。
- 市外居住者の税法上の扶養親族の方。

【申告に必要なものは】

- 印鑑
- 本人確認書類（市県民税と所得税の申告には、マイナンバーの記載が必要です!!）
 - ・番号確認および身元確認に必要な個人番号カード、または通知カードと運転免許証・健康保険の被保険者証等
- 所得を証明する書類
 - ・平成30年分の給与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本）、報酬、配当、一時所得などの支払調書など
 - ・事業所得、農業所得、不動産所得のある方は、収支内訳書（作成済のもの）および収入・必要経費のわかる帳簿等
- 各種の控除を証明する書類（社会保険料、生命保険料、地震保険料等の支払証明書、医療費控除の明細書（領収書をまとめて計算済のもの）、寄附金、義援金の領収書等）

《注》国民年金保険料については、日本年金機構から送付された「国民年金保険料控除証明書」を必ずご持参ください。
- 障害者控除を受けようとする方は、各種障害者手帳等又は障害者控除対象者認定書（65歳以上で要介護認定を受けており一定の要件に当てはまる方は各保健福祉サービスセンターで発行ができます。）
- 不動産・事業所得者は、経費となる固定資産税額を証明する書類（平成30年度固定資産税納税通知書に同封の課税明細書）
- 口座名、口座番号のわかる資料（所得税が還付となる方）
- 前年に確定申告を行った方は、
 - ・前年の確定申告書の控え
 - ・税務署から送付された確定申告に関する書類（確定申告書用紙、納付書又は「確定申告のお知らせ」はがき等）

■ 所得税の確定申告をしましょう

【確定申告のお知らせ・諏訪税務署】 ☎52-1390（自動音声案内）〒392-8610 諏訪市清水2-5-22

- ◆所得税（個人消費税・贈与税）の確定申告会場を次のとおり開設します。

会場	日程	時間
諏訪税務署	2月18日(月)～3月15日(金)	8:30～16:00

※署駐車場は狭いため、臨時駐車場(清水町野球場)をご利用ください。

- ※申告書の作成には時間を要します。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

- ※開設期間前は、相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。また、受付期間前の還付申告等のご相談は事前予約が必要になります。

- ◆国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp/>の「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できます。確定申告が必要な方は、「確定申告書作成コーナー」で作成してe-Taxで送信するか自分で書面に印刷して郵送してください。

- ◆「確定申告書等作成コーナー」の操作や確定申告に関するご質問・ご相談は、まずは、国税庁ホームページで検索・電話にてお問い合わせください。

＜確定申告などに関するお問合せ＞⇒国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

＜e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ＞⇒「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」

（電話0570-01-5901）【受付】月曜～金曜（祝日等を除きます）

【確定申告書作成指導会・関東信越税理士会諏訪支部】

会場	日程	時間
市役所議会棟大会議室	3月4日(月)～3月11日(月)	9:30～15:00

- ※ 午前中の受付は11時30分まで、正午～午後1時は昼休みです。土日は実施しません。

- ※ e-Taxによる確定申告書の電子申告を希望される場合は、電子証明書付きのマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを持参してください。

■ 給与所得や退職所得のある方で、源泉徴収や予定納税で所得税を納めすぎの方は還付を受けるための確定申告書の提出ができます。

■ 還付申告の種類 ■

還付申告には、次のようなものがあります。申告する場合には、源泉徴収票、印鑑、還付金を振り込む口座番号のほか、還付申告の種類ごとに次の書類が必要です。

▼ 雑損控除

風水害や地震、火災などの災害や盗難により住宅や家財に損害を受けた場合。また災害などに関連してやむを得ない支出をした場合 ⇒ 市役所発行の「り災証明書」、被害を受けた資産の明細のわかるものなどを用意して必ず税務署で申告してください。

▼ 医療費控除

病気やけがなどで支払った医療費（保険などで補てんがあるときはその額を引いた額）が10万円または総所得金額等の5%を越えている場合 ⇒ 病院などに支払った医療費を集計した医療費控除明細書（平成30年中の領収日のもの）

▼ 寄附金控除

国や地方公共団体（県や市町村）、社会福祉法人などに対する寄附金、条例指定寄附金、震災関連寄附金（東日本大震災に係る義援金等）を支出して、総額が2千円を超える場合 ⇒ 寄附先から発行された「受領証明書」など寄附を行ったことを証明できる書類（平成30年中に支出したもの）

▼ 住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用してマイホームを新築、購入、増改築などをした場合 ⇒ 初めて適用を受ける方は、登記簿謄（抄）本、売買契約書などの家屋・土地などに関する取得価格や面積がわかる書類の写し、住民票、住宅取得資金の年末借入残高証明書を用意して必ず税務署で申告してください。

▼ その他の控除

会社などの年末調整で控除を受けていない生命保険料や社会保険料がある場合 ⇒ 生命保険会社などが発行する保険料支払証明書（給与所得者で年途中で退職し、その後就職しなかったために年末調整を受けなかった方など）

■ 郵送でも受け付けています ■

還付の場合の確定申告書は窓口受付期間前の1月から確定申告書を税務署に提出することができます。納税の場合は、2月16日から郵送でも受け付けています。書面の郵送で提出する場合は本人確認書類の写しの添付が必要になります。申告書は、諏訪税務署へ直接送付してください。（市税務課窓口での確定申告書の受付および取り次ぎは行いません。）

■平成31年度 住民税申告・平成30年分確定申告相談日程表■

月	日	曜日	地区	会場	行政区	
					午前	午後
2月	18日	月	中大塩	中大塩地区コミュニティセンター	中大塩1区・2区	中大塩3区・4区
	19日	火	米沢	米沢地区コミュニティセンター	北大塩・米沢台	埴原田・鋳物師屋・塩沢
	20日	水	北山	北山地区コミュニティセンター	湯川・車山	糸萱・蓼科・蓼科中央高原
	21日	木	北山	北山地区コミュニティセンター	芹ヶ沢・鉄山	柏原・白樺湖・緑の村
	22日	金	豊平	豊平地区コミュニティセンター	福沢・下古田・上古田・広見・下菅沢・山寺団地・奥蓼科	南大塩・御作田・塩之目・上場沢・グリーンヒルズヴィレッジ
	25日	月	湖東	湖東地区コミュニティセンター	上菅沢・中村・松原・花蒔・堀	山口・新井・金山・須栗平・笹原・白井出・東平
	26日	火	泉野	泉野地区コミュニティセンター	下槻木・中道・南蓼科台	大日影・上槻木・小屋場・若葉台
	27日	水	玉川	玉川地区コミュニティセンター	神之原・菊沢	粟沢・小泉・南小泉
	28日	木	玉川	玉川地区コミュニティセンター	山田・中沢・田道・穴山・緑	北久保・上北久保・子之神・小堂見・農場・美濃戸
3月	1日	金	金沢	金沢地区コミュニティセンター	大沢・青柳・御狩野・金沢上・旭ヶ丘・サンコーポラス旭ヶ丘	金沢下・大池・木舟・金沢台・新金沢
	4日	月	宮川	市役所議会棟大会議室	高部・新井・安国寺・鏡湖・中沖・赤田	坂室・田沢・丸山・向ヶ丘・東向ヶ丘・みどりヶ丘
	5日	火	宮川	市役所議会棟大会議室	茅野・中河原・西山	西茅野・両久保・ひばりヶ丘・長峰
	6日	水	ちの	市役所議会棟大会議室	塚原・城山	本町
	7日	木	ちの	市役所議会棟大会議室	上原・横内・丁田	茅野町・仲町
	8日	金				
	11日～15日	月～金	全市	市役所議会棟大会議室	上記の日程で都合がつかない方	



※受付時間は、午前9時～11時30分、午後1時～4時(各地区コミュニティセンターは3時30分まで)です。

最終日の3月15日(金)は、午後2時までです。

原則として地区指定の会場で申告してください。混み具合によっては受付終了時間が早まる場合があります。

※青色申告者や、土地や建物、株式などの資産を売った譲渡所得のある方等は、申告内容が複雑なためこの会場では申告相談をお受けできません(6ページの★の申告等)。また、申告相談会場は混雑いたしますので、控除等について複数の試算を希望されることは、ご遠慮ください。このような申告を希望される方は税理士に依頼されるかまたは税務署にご相談ください。

※申告相談期間前・期間中とも、市役所税務課窓口での申告相談はお受けできませんので、ご了承ください。

■税制改正の内容について

配偶者控除及び配偶者特別控除の取り扱いが変更されました。

配偶者控除の額が次表のとおり改正され、合計所得金額1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、その控除額が次表のとおり改正されました。

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,120万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

(注) 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることができません。